

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払方法について

【介護保険基本料金等内訳】 * 1 ヶ月は 30 日計算です。（31 日の場合は 31 日となります）

内 訳	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
① 基本単位	761	765	801	824	841	859
② サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22					
③ ご契約者の要介護度別サービス利用料金 （（①+②）×10円）	7,830	7,870	8,230	8,460	8,630	8,810
④ うち、介護保険から給付される金額（③×90%）	7,047	7,083	7,407	7,614	7,767	7,929
⑤ サービス利用に係る自己負担額（③-④）	783	787	823	846	863	881
⑥ 月額サービス利用料 （⑤×30日）	23,490	23,610	24,690	25,380	25,890	26,430
⑦ 食材料費（1日900円）	27,000					
⑧ 家賃・光熱水費（月額）	30,000					
合計（⑥+⑦+⑧）	80,490	80,610	81,690	82,380	82,890	83,430

※自己負担 2 割の方、又は 3 割の方は、⑥の月額サービス利用料と下記の加算説明にある内容が該当する場合にはその加算を含めた合計額を 2 倍又は 3 倍し、⑦、⑧を足した金額となります。

（ 加算の説明 ）

下記の加算説明のある内容が該当する場合には上の表の⑥の月額サービス利用額に下記の処遇改善加算が足されます。

（1）認知症専門ケア加算（Ⅰ）1日あたり3単位

認知症日常生活自立度Ⅲ以上の状態にある方が、利用者中の 2 分の 1 の状態のとき、自立度Ⅲ以上の方が対象となります。（リーダー研修終了者 1 名以上）

※この加算を取得する場合、（13）認知症チームケア推進加算（Ⅱ）は算定できません。

（2）サービス提供体制強化加算

（Ⅰ）1日当たり22単位：介護職員のうち、介護福祉士資格（国家資格）保有者が 70%以上、勤続年数 10 年以上の介護福祉士が 25%以上の体制のある事業所が対象となります。

（Ⅱ）1日当たり18単位：介護職員のうち、介護福祉士資格（国家資格）保有者が、60%以上の体制のある事業所が対象となります。

（Ⅲ）1日当たり6単位：介護職員のうち、介護福祉士資格（国家資格）保有者が、50%以上等の体制のある事業所が対象となります。

（3）初期加算 1日あたり30単位

入居の日から 30 日以内の期間については、上記の他に初期加算としての自己負担が加算されます。ただし、「自立度判定基準」で、ランクⅠ及びⅡの方は 3 カ月以内、ランクⅢ、Ⅳ、Ⅴの方は 1 カ月以内に再入居された時には、初期加算はかかりません。医療機関に 1 カ月以上入院した後、退院して再利用者する場合も初期加算の算定。

（4）退居時相談援助加算 退居時1回限りで400単位

退居時において、居宅サービス及び地域密着型サービスを利用する場合に限り、退居から 2 週間以内にむかわ町（地域包括支援センター）に居宅サービス及び地域密着型サービスの利用に必要な情報を提供した時に算定可。

（5）若年性認知症受入加算 1日あたり120単位

若年性認知症利用者の方を受け入れ、個別の担当者を定め介護サービスを行った場合には必要と成ります。

（6）入院時費用 1日あたり246単位

3 カ月以内に退院が見込まれる利用者について、退院後の再入居の受け入れ態勢を整えている場合には、1 月に 6 日を限度として一定の単位の基本報酬の算定を認めることとする。

（7）医療連携体制加算 1日あたり39単位（看護師の配置により算定可能）

認知症対応型共同生活介護事業所の職員として、常勤看護師を 1 名以上確保している事
看護師と 24 時間連絡できる体制を確保している事

「看取りに関する指針（重度化した場合における対応に係る指針）」を定め、利用者又はその家族に内容を説明し、同意をえている事。

（8）口腔・栄養スクリーニング加算 1ヵ月20単位 ※6月に1回を限度とする。

利用開始及び利用中 6 カ月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該利用者の

栄養状態に係る情報を計画作成担当者に提供した場合に算定する。

(9) 口腔衛生管理体制加算 1ヵ月30単位

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

(10) 栄養管理体制加算 1ヵ月30単位

管理栄養士（外部との連携含む）が日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合。

(11) 科学的介護推進体制加算 1ヵ月40単位

利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じ計画を見直し、介護サービス提供にあたって必要な情報を活用していること。

(12) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）1ヵ月100単位

計画作成担当者が訪問・通所リハビリ事業所又はリハビリを実施している医療機関の医師、理学療法士等の助言に基づき生活機能向上を目的とした介護計画を作成し介護を行ったときは、初回の介護が行われた日に属する月に算定する。

(13) 認知症チームケア推進加算（Ⅱ）1ヵ月120単位

複数人の介護者がチームを組み、利用者の情報を共有したうえで介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供した場合。

※この加算を取得する場合、(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）は算定できません。

(14) 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）1ヵ月10単位

施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携、かつ施設内で感染者の療養を行うことや、他の入所者等への感染拡大を防止することが求められることから、以下を評価する新たな加算を設ける。

ア 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築していること。

イ 上記以外の一般的な感染症（※）について、協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。

※ 新型コロナウイルス感染症を含む。

ウ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること

【 介護職員等処遇改善加算の説明 】

下記に該当する場合には⑥の月額サービス利用料と上記の要件を満たす加算を含めた合計額に下記の処遇改善加算の割合を乗じた金額が加わります。

※令和6年5月31日まで

介護職員処遇改善加算（Ⅱ）8.1%と介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）3.1%、介護職員等ベースアップ等支援加算2.3%をそれぞれ加算した額となります。

※令和6年6月1日から

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）18.6%を加算した額となります。

【 個人消耗品の費用 】

- ・おむつにつきましては、当ホームで用意しております。ご利用者負担になりますが、購入することが出来ます。金額は別紙にてお知らせしております。
- ・預貯金を預かり出納管理する場合は1ヵ月1,000円
- ・理髪・美容 希望により、町内の理美容院にて理髪等のサービスをご利用いただくことができます。利用料金：実費
- ・ご契約者（利用者）の移送に係る費用
ご契約者（利用者）の通院や入院及び外泊時の移送サービスを行います。移送サービス範囲地域は苫小牧市までとします。1回の利用につき1キロメートル当たり37円（1キロメートル未満の端数は切り捨てる）。ご希望日の1週間前までに移送依頼書を記載のうえ提出いただきます。ただし、むかわ町内の通院及び入院の場合は移送に係る費用をお支払いいただく必要はありません。